

家庭用省エネ設備等導入 支援事業費補助金



YAMANASHI

原油価格の高騰による影響を受けにくい暮らしを実現するため
省エネルギー設備、再生可能エネルギー自家消費設備等の導入を支援します。

募集期間

令和8年8月5日(水)～令和9年5月24日(月) 必着
※予算に達し次第、受付を終了します。

補助対象者

「省エネ設備」を導入する場合は下記①③に、「再エネ設備」を導入する場合は下記①②③に該当する個人であること

- ①山梨県内に居住する者
- ②山梨県内に居住し、戸建て住宅に補助対象設備を設置可能である者
- ③山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象事業

県内住宅へ対象設備を導入する事業



補助対象設備と補助額

区分	補助対象設備	補助額※1台当たり
一 省エネ設備	エコキュート	40,000円
	エコジョーズ	20,000円
	エネファーム	120,000円
	ハイブリッド給湯機	80,000円
	太陽熱温水機	60,000円
	高効率エアコン(小)	10,000円
	高効率エアコン(大)	20,000円
二 再エネ設備	ペレットストーブ	110,000円
	おひさまエコキュート	80,000円
	V2H	110,000円

対象設備は、

- ☑ 未使用品であること
 - ☑ 所定の省エネ性能を満たすこと
- などの条件があります。

対象機種以外は補助対象とならないため、購入前に必ず対象機種を確認してください。
対象機種の確認方法は、県ホームページをご参照ください。

山梨県HP



申請から補助金交付まで



※1 交付決定前に契約・発注する場合は、交付申請と同時に「事前着手届」を提出してください。

※2 実績報告書は、補助対象事業完了の日から1か月以内又は令和9年6月30日までのいずれか早い日までに提出してください。

書類提出先・提出方法

〒400-0058 甲府市宮原町608-1 (株)サンニチ印刷BPOセンター内 ※郵便または持参

申請書類／実績報告書類

補助金交付申請時の提出書類

- 01 補助金交付申請書
- 02 チェックリスト
- 03 誓約書
- 04 住民票の写し
- 05 その他知事が必要と認める書類
※事務局又は県から指示があった場合に限り提出

補助金実績報告時の提出書類

- 01 補助金実績報告書
- 02 チェックリスト
- 03 補助金交付決定通知書の写し
- 04 補助対象設備の導入場所の写真
- 05 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し
- 06 対象設備が適切に設置されたことを証する書類の写し
- 07 補助対象事業の支払を明らかにする書類(領収書等)の写し
- 08 補助金の振込先が分かる書類
- 09 太陽光発電設備の設置状況写真(パネルの設置状況、パワコンの設置状況)※再エネ設備を導入した場合のみ必要
- 10 設置した設備の型番、省エネ性能を確認することができるカタログの写し又はメーカーホームページを印刷したもの
- 11 設備導入の同意書
- 12 その他知事が必要と認める書類
※事務局又は県から指示があった場合に限り提出



補助金の問い合わせ先

やまなし家庭用省エネ補助金事務局

TEL 050-5784-5561 Mail syoene@sannichi-p.co.jp

受付時間

平日10:00～19:00／土曜日10:00～17:00

詳細は山梨県ホームページをご覧ください。各種様式や制度の詳細を掲載しています。

